

# 農業経営基盤の強化の促進に関する

## 基本的な構想

令和5年9月

上里町

## 第1 農業経営基盤の強化に関する目標

1 上里町は、埼玉県最北端の首都圏 85 km圏内に位置し、関東平野の一部をなす平坦地であり神流川・烏川の沿岸地帯で関東ローム層の肥沃な土地に恵まれた地域である。早くから合理的な土地利用を図り、生産性の高い近代的農業の育成を目指し、農用地を集団化すると共に機械化営農を推進するため、一部の地域を除き基盤整備はほぼ全地区で完了している。

上里町の農業地域は、大きく分けて北部・中部・南部に区分できる。

北部地域は、JR 高崎線以北の田畑地帯であり米麦、露地・施設野菜を主体とする農業生産を展開している。

中部地域は、JR 高崎線と県道藤岡本庄線の間で田畑地帯であり米麦、施設野菜、畜産、果樹等を中心とした多作目による複合経営が主体となっている。

南部地域は、県道藤岡本庄線以南であり、畑の面積が多く露地野菜、施設野菜、畜産を中心とした複合経営が主体となっている。

今後は、露地野菜や施設野菜において、高収益性の作目、作型を、担い手を中心に導入して地域として産地化を目指すこととする。また、米麦を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設野菜による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農用地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

2 上里町の農業構造については、1戸あたりの平均耕地面積が約188アールと少ない上、首都圏に位置するなど、兼業化が進み、恒常的勤務による副業的農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農用地の資産的保有傾向が強くなり、副業的農家から規模拡大志向農家への農用地の権利移動はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農用地の権利移動が進む可能性が高まっている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農用地で一部遊休化したものが一時的に増加したものの、農地パトロール等により減少傾向にはなっている。しかし、これをそのまま放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農用地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 上里町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、上里町及びその周辺市町において現に成立している優良な経

営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 上里町は、将来の上里町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、上里町は、隣接する本庄市や神川町、美里町とともに、埼玉ひびきの農業協同組合、農業委員会、本庄農林振興センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、児玉地域担い手育成総合支援協議会と連携し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、地域計画の作成・更新を通じた地域の農業者等との協議を行うことを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の児玉地域担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員や農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化し、農地中間管理機構が行う事業を活用しながら、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、地域計画の作成・更新を通じた地域の農業者等との協議等により、農用地の連担化や利用集積を図る。また、地域の農業者等との協議を進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、

特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農用地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地所有適格法人ひびきの農産株式会社と連携を密にして、農用地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、本庄農林振興センターの指導の下に、既存施設野菜の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 上里町は、児玉地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を本庄農林振興センターの協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向

上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

上里町の令和3年の新規就農者は13人であり、近年は、ほぼ横ばいの状況となっているが、生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、上里町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

埼玉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標年間330人を踏まえ、上里町においては年間8人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1割増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標上里町及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた上里町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農用地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については本庄農林振興センターや埼玉ひびきの農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型

ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に上里町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、上里町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No.1	施設きゅうり ・施設トマト経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> 抑制きゅうり 2,500㎡ 促成トマト 2,500㎡ <経営規模> ビニールハウス 2,500㎡	<資本装備> ビニールハウス 2,500㎡ トラクター 1台 自動カーテン 1式 施肥灌水装置 1式 温風暖房機 2台 作業場 60㎡ <経営条件> ・促成と抑制の年2作	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用者の確保
No.2	施設きゅうり ・露地野菜 経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> 促成きゅうり 3,000㎡ 抑制きゅうり 3,000㎡ ねぎ 0.3ha ブロッコリー 0.3ha <経営規模> ハウス施設 3,000㎡ 畑 0.6ha	<資本装備> ビニールハウス 3,000㎡ トラクター 1台 移植機 1台 自動カーテン 1式 施肥灌水装置 1式 温風暖房機 2台 作業場 60㎡ <経営条件> ・促成と抑制の年2作	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設に係る軽作業について、パート雇用従事者の確保
No.3	露地野菜 ・主穀経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> ねぎ 0.8ha ブロッコリー 1.0ha きゃべつ 0.3ha 白菜 0.3ha 水稲 5.0ha 小麦 5.0ha <経営規模> 畑 2.4ha 水田 5.0ha (借地 4.0ha)	<資本装備> トラクター 1台 コンバイン 1台 移植機 1台 軽トラック 1台 作業場 60㎡ <経営条件> ・水稲、小麦の乾燥調整出荷は地域施設を利用	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
No.4	梨単一経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> 幸水 1.0ha (施設 0.3ha) 豊水 0.5ha その他 0.5ha <経営規模> 梨 2.0ha (借地 1ha)	<資本装備> スピードスプレー 灌水施設 1台 防ひょう網 トラクター 1台 深耕ロータリー 1台 トレーラー 1台 軽トラック 1台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

			<経営条件> ・花粉銀行の活用 ・作業体系の確立、地域施設の利用		
No.5	梨複合経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> 幸水 0.6ha 豊水 0.6ha その他 0.1ha  水稲 3.0ha 小麦 3.0ha <経営規模> 梨 1.3ha 畑 0.2ha 水田 3.0ha (借地 2.0ha)	<資本装備> スピ-ドスプレー 1台 コンバイン 1台 トラクター 1台 深耕ロータリー 1台 トレイラー 1台 軽トラック 1台  <経営条件> ・水稲、小麦の乾燥調整出荷は地域施設を利用	・複式簿記記帳により経営と家計との分離・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
No.6	酪農経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> 乳用牛(ホルスタイン種) 45頭 飼料作物(イタリアン等) 4.0ha <経営規模> 経産牛 35頭 育成若牛 7頭 育成子牛 3頭 牧草地 4.0ha (自作地 1ha) (借地 3ha)	<資本装備> トラクター 1台 ロールベアラ 1台 牛舎 66㎡ 堆肥化施設 1基 バイブライミルカー 1式 パソコン 1台  <経営条件> ・パソコンを利用した飼養管理	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営分析	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
No.7	養豚経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> 種雌豚 80頭 年間出荷頭 1,700頭 <経営規模> 豚 950頭 「・種雌豚 80頭 ・種雄豚 6頭 ・育成豚 14頭 ・肉豚 850頭」	<資本整備> 豚舎 自動給餌機 1式 堆肥発酵施設 1式 <経営条件> ・パソコンを利用した飼養管理	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営分析	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
No.8	養鶏経営 基幹従事者 2人	<基幹作目> 採卵鶏常時 20,000羽 <経営規模> 成鶏 24,000羽 育成鶏 20,000羽	<資本整備> 養鶏発酵乾燥機 成鶏舎 2,500㎡ 育成舎 450㎡ <経営条件> ・パソコンを利用した経営管理	・複式簿記記帳により経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営分析	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時の雇用者の確保
No.9	肉用牛経	<基幹作目>	<資本装備>	・複式簿記記帳の	・家族経営協定の

	営 基幹従事 者 2人	黒毛和種出荷 頭数 39頭 交雑種出荷頭 数 129頭 飼料作物(イタリア ン等) 4.0ha <経営規模> 肉用牛 250頭 牧草地 4.0ha (自作地 1ha) (借地 3ha)	トラクター 1台 ロールベアラ 1台 牛舎 1,810㎡ 3棟 堆肥舎 200㎡ 1棟 収納庫等 300㎡ 1棟 飼料タンク 20t 4基 飼料攪拌機 10m 2台 自動給餌車 700kg 1台 牛衝機 1t 1台 等 <その他> ・畜舎は追い込み式の育成飼育牛 舎とする ・素牛(去勢)は県内産の和牛と 交雑種を導入し、若齢肥育を行 う ・自給飼料は基盤整備されたほ場 を団地化して栽培	実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の 経営管理 ・ハサップ方式の 考え方を取り入 れた生産管理を 行う ・インターネット により生産履歴 を公開 ・耕畜連携を行い 粗飼料を確保 ・堆肥舎を整備し 糞尿の適切な処 理を行う	締結に基づく給 料制、休日制の導 入 ・農繁期における 臨時雇用確保に よる過重労働の 防止
No. 10	施設いち ご・主穀複 合経営 基幹従事 者 2人	<基幹作目> 促成いちご 3,000㎡ いちご苗生産 40,000株 <経営規模> ビニールハウ ス 3,000㎡	<資本装備> ビニールハウス 3,000㎡ 作業場兼直売所 30㎡ 1棟 育苗ハウス 1,000㎡ 1棟 トラクター 30ps 1台 <その他> ・いちごの育苗は空中採苗方式と する	・複式簿記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の 経営管理 ・労災保険の加入 ・ハサップ方式の 考え方を取り入 れた生産管理シ ステムを導入 ・いちごは市場出 荷のほか直売を 行い、消費者の 意見を取り入れ た生産を行う	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の導 入 ・農繁期における 臨時雇用確保に よる過重労働の 防止
No. 11	露地単一 経営 基幹従事 者 2人	<基幹作目> ねぎ 1ha 秋冬ブロッコ リー 2.2ha スイートコーン 2.0ha (トンネル栽 培 1ha) (露地栽培 1ha) <経営規模> 普通畑 3.5ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 100㎡ 1棟 育苗ハウス 33㎡ 1式 トラクター 27ps 1台 半自動移植機 1台 ねぎ:移植機・掘取り機・皮むき 機 各1台 支柱打込み機 1台 ロータリー 1.6m 1台 畦立て機 1台 セルトレイ播種機 1台 動力噴霧器 1台 <その他> ・経営規模は遊休農地等を積極的 に借り受けて規模拡大を図る ・30a区画を中心とした基盤が整 備されているほ場を利用 ・秋冬ブロッコリーは労力配分な どを考慮し、多彩な品種校正と する	・複式簿記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の 経営管理 ・スイートコーン は、半数は市場 出荷、半数は朝 取りによる契約 販売とする ・ハサップ方式の 考え方を取り入 れた生産管理シ ステムの導入	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入

No. 12	鉢物・苗物 経営 基幹従事 者 2人	<基幹作目> 苗物（パンジ ー、ニチニチ 草等） 7,260 m <sup>2</sup> 鉢物（ポイン セチア、キク 等） 2,904 m <sup>2</sup> <経営規模> アクリルハウ ス 1,650 m <sup>2</sup> バイプハウス 1,650 m <sup>2</sup>	<資本装備> アクリルハウス 1,650 m <sup>2</sup> 1棟 バイプハウス 1,650 m <sup>2</sup> 1棟 蒸気土壌消毒機 1台 ポットティングマシン 1台 フロントローダー 1台 フォークリフト 1台 等 <その他> ・施設の集中化により、効率的作 業体系を組むことができる ・市場出荷と直売（卸し）を行う ・セル成型苗の利用により育苗作 業を省力化し、施設の回転率を 向上させる	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の 経営管理 ・労災保険の加入 ・作業を単純化、マ ニュアル化し、 雇用労働力の効 率的活用を図る ・市場、小売店との 連携を密にし、 消費者ニーズを 創出する品目、 品種を栽培する ・パソコンによる 情報ネットワー クシステムを活 用し、生産・流 通・消費に関す る情報の収集、 発信を行う	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・安定的周年雇用 者の確保による 過重労働の防止 ・雇用労働力は 1 日 5 時間程度の 就労しやすい時 間設定
-----------	--------------------------------	--	---	---	--

(注) 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家庭農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

## 〔組織経営体〕

### (農業経営の指標の例)

番号	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No.1	主穀集団経 営 (2～3 人程 度)	<基幹作目> 水稻 20 h a 小麦 20 h a <経営規模> 水田 20 h a	<資本装備> トラクター 2台 田植機 6条 2台 コンバイン 2台 ドリルシダー 2台 動力噴霧機 2台 パソコン 1台 <経営条件> ・米麦二毛作 ・期間借地 ・作業受託 ・水稻、小麦の乾燥調整出荷は 地域施設を利用	・パソコンの利用	・休日制の導入 ・オペレーターによ る給料制

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数とする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

### 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

上里町の主要作物である水稻、小麦、キュウリ、トマト、梨、ネギ、ブロッコリー、白菜、豚、牛、鶏卵、牛乳などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営理念の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、埼玉県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）、本庄農林振興センター、埼玉ひびきの農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農用地・農業用機械の取得や生活支援などの受入れ体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、上里町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入れ体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

#### 2 上里町が主体的に行う取組

上里町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、本庄農林振興センターや埼玉ひびきの農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に

要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

上里町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国や埼玉県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

上里町は、本庄農林振興センター、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合、埼玉県農業大学校等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業機械のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 埼玉県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農用地等に関する相談対応、農用地等に関する情報の提供、農用地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

上里町は、埼玉ひびきの農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の受入れ体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、埼玉県及び支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため埼玉ひびきの農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、上里町の区域内において後継者がいない場合は、埼玉県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

#### ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
70%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

### 2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

上里町は、米麦を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

このような状況の中で、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、町、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合、埼玉県等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図るよう努めるものとする。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

上里町は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、上里町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を

活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

上里町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

## 1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

### (1) 地域計画推進事業

上里町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域計画を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて、農用地について賃借権の設定等を促進する。

#### ①農業者等による協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地域ごとに、可能な限り農繁期を除いて設置することとし、開催に当たっては、上里町のホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図るものとする。

参加者については、農業者、上里町、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、埼玉県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を上里町産業振興課に設置する。

#### ②地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

### (2) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

上里町は、地域計画の策定に当たって、埼玉県、農業委員会、農地中間管理機構、埼玉ひびきの農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を定期的実施する。

## 2 農地中間管理機構が行う事業に関する事項

(1) 上里町は、公益社団法人埼玉県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 上里町、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合は、農地中間管理機構が行う事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

上里町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農用地利用改善事業の実施区域

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らか

にするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を上里町に提出して、農用地利用規程について上里町の認定を受けることができる。
- ② 上里町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 上里町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を上里町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 上里町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 上里町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 上里町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、本庄農林振興センター、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合、農地中間管理機構(公益社団法人埼玉県農林公社)、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、児玉地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

#### 4 埼玉ひびきの農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

##### (1) 農作業の受委託の促進

上里町は、地域計画の実現に当たり、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 埼玉ひびきの農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

##### (2) 埼玉ひびきの農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

埼玉ひびきの農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

##### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

上里町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進

に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 上里町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設、農産物加工施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 上里町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 上里町は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。地域における特色のある水田農業を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 上里町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

上里町は、本庄農林振興センター、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、児玉地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、上里町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附則

- 1 この基本構想は、平成 7 年 2 月 2 8 日から施行する。  
この基本構想は、平成 9 年 9 月 2 9 日一部改正する。  
この基本構想は、平成 1 2 年 2 月 1 7 日一部改正する。  
この基本構想は、平成 1 8 年 8 月 3 1 日一部改正する。  
この基本構想は、平成 2 2 年 6 月 1 0 日一部改正する。  
この基本構想は、平成 2 6 年 9 月 1 9 日一部改正する。  
この基本構想は、令和 3 年 6 月 4 日一部改正する。  
この基本構想は、令和 5 年 9 月 2 7 日一部改正する。
  
- 2 利用権設定等促進事業については、令和 7 年 3 月 3 1 日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この広告日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。